

芦教委第11号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年11月6日提出

芦屋市教育長 野村大祐

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、教職調整額を引き上げるほか、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じた支給とするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教職調整額)	<p>第19条の2 芦屋市立学校(幼稚園を含む。)の市費支弁常時勤務の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(以下「教職員」という。)のうち、その属する職務の級が教育職給料表(一)の1級、2級若しくは3級又は教育職給料表(二)の1級若しくは2級である者<u>指導改善研修被認定者</u>(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。)を除く。)には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当) 第19条の3 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,700円を超えない範囲内で職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、並びに当該教職員の校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して規則で定める。	(義務教育等教員特別手当) 第19条の3 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,700円を超えない範囲内で職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、規則で定める。
3 前項の「校務類型」とは、次に掲げる校務の種類とする。 (1) 学級（小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務 (2) 前号に掲げるもの以外の校務	(特定の職員についての適用除外) 第21条 第16条、第17条第2項及び第18条の規定は、第11条第1項に規定する職並びに第19条の2第1項に規定する職員及び指導改善研修被認定者に適用しない。
(特定の職員についての適用除外) 第21条 第16条、第17条第2項及び第18条の規定は、第11条第1項に規定する職並びに第19条の2第1項に規定する職員及び指導改善研修被認定者に適用しない。	(特定の職員についての適用除外) 第21条 第16条、第17条第2項及び第18条の規定は、第11条第1項及び第19条の2第1項に規定する職にある職員に適用しない。
2 (略) 45 (略) 45 (略) (教職調整額の段階的引上げ) 46 次の表の左欄に掲げる期間における第19条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 (略) 附 則 45 (略) (教職調整額の段階的引上げ) 46 次の表の左欄に掲げる期間における第19条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後		改正前	
10年12月31日まで			
令和11年1月1日から令和11年12月31日まで	100分の8		
令和12年1月1日から令和12年12月31日まで	100分の9		

(芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年芦屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(勤務時間)		(勤務時間)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2～7 (略)		2～7 (略)	
8 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。)第19条の2第1項の規定の適用を受ける教職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)には、第3項の勤務時間の割振りを適正に行い原則として時間外勤務(第3項に規定する勤務時間を超える勤務をいい、第6条に規定する休日ににおける正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命		8 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。)第19条の2第1項の規定の適用を受ける教職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)には、第3項の勤務時間の割振りを適正に行い原則として時間外勤務(第3項に規定する勤務時間を超える勤務をいい、第6条に規定する休日ににおける正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命	

改正後	改正前
<p>の割振りを適正に行い原則として時間外勤務（第3項に規定する勤務時間を超える勤務をいい、第6条に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>9 (略)</p>	<p>じないものとする。</p>

附 則 (施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けている者が当該認定を受けまるまでの間ににおける当該者に対するこの条例による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定による教職調整額の支給については、改正後の給与条例第19条の2第1項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、教職員に対する処遇改善を図り、教職調整額を引き上げるほか、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じた支給とするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 教職調整額に係る率を次のとおり改める。ただし、幼稚園の教職員にあっては、100分の4とする。（第19条の2及び附則第46項）

改正案	教職調整額	
	令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで	100分の5
	令和9年1月1日から 令和9年12月31日まで	100分の6
	令和10年1月1日から 令和10年12月31日まで	100分の7
	令和11年1月1日から 令和11年12月31日まで	100分の8
	令和12年1月1日から 令和12年12月31日まで	100分の9
	令和13年1月1日以降	100分の10
現行		100分の4

イ 指導改善研修被認定者（※）には、教職調整額を支給しないこととする。

（第19条の2）

※ 指導改善研修被認定者とは、児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認定された教諭等であって、当該認定の日から教育公務員特例法第25条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。

ウ 義務教育等教員特別手当（第19条の3）

- (ア) 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給並びに校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることとする。
- (イ) 校務類型とは、次に掲げる校務の種類とする。
- a 学級（小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
 - b aに掲げるもの以外の校務

エ その他規定の整理

(2) 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

（第2条関係）

時間外勤務を命じることができない教職員に、指導改善研修被認定者を追加する。（第2条）

3 施行期日等

- (1) 令和8年1月1日
- (2) 経過措置

この条例の施行の際、現に指導改善研修被認定者に該当している者については、教育公務員特例法第25条第4項の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を受けるまでの間、引き続き、当該指導改善研修被認定者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

1 条例で定める基準

「教育公務員特例法」の一部改正により、義務教育等教員特別手当は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務類型に応じて支給するとされている。本市における校務類型の基準を検討した結果、法改正に伴って改正される「教育公務員特例法施行規則（以下「省令」という。）」の参酌すべき基準と同一の内容で定めることとする。

2 省令の参酌基準と条例で定める基準の比較

省令 第1条	条例第19条の3 第3項	内 容
第1号	第1号	学級（小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
第2号	第2号	前号に掲げるもの以外の校務